

第226回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 令和6年7月4日（木） 15時00分～16時00分

2. 場 所 （公財）若狭湾エネルギー研究センター 第1・2研修室

3. 出席者 別紙のとおり

4. 議 題

- （1） 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（令和5年度 第4四半期）
- （2） 原子力発電所から排出される温排水調査結果（令和5年度 第4四半期）
- （3） 発電所の運転・建設および廃止措置状況（令和6年3月～7月）
- （4） 高浜発電所3、4号機の運転期間延長認可等について
- （5） 高浜発電所1、2号機の炉内構造物取替計画等の事前了解願いについて
- （6） 敦賀発電所2号機の審査への対応状況について

5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- （1） 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（令和5年度 第4四半期）
[県 原子力環境監視センター 伊藤 所長より説明]
- （2） 原子力発電所から排出される温排水調査結果（令和5年度 第4四半期）
[県 水産試験場 領家 場長より説明]
- （3） 発電所の運転・建設および廃止措置状況（令和6年3月～7月）
[県 原子力安全対策課より説明]

（県議会：三田村 委員）

- ・ 資料の1－2の4ページで説明があった核実験のフォールアウトというのはどういうことなのか教えていただきたい。

（福井県原子力環境監視センター：伊藤 所長）

- ・ 核実験は、今は大気中で行われていないが、1950年代から60年代の初めには盛んに行われていた。その核実験によって生じたもののひとつである。核実験によって大気中にセシウム

137などの放射性物質が拡散し、それがあつた程度たつて地表面に降下したことをフォールアウトと言つてゐる。

(県議会：三田村 委員)

- ・ 50年ほど前のことを今おつしやつたかと思う。それは自然界のものとは少しは違ふが、一定の基準を超えるものではないということによろしいか。

(福井県原子力環境監視センター：伊藤 所長)

- ・ セシウム137は、核分裂に伴つて発生するものであり、自然界にあるというわけではなく、人工的に作られるものである。
- ・ 放射能が半分になる期間を半減期というが、セシウム137の半減期は大體30年くらいで、30年経つと2分の1、さらに30年経つとその2分の1と徐々に減つていくものであり、一気に減るというわけではない。1950年代から60年代に主に地表面に降り注いだものの影響は徐々に下がつてきており、現在検出されているレベルでは、環境安全上の問題はないというレベルになつてゐる。

(県議会：三田村 委員)

- ・ 半減期が2回繰返されているということなので、4分の1になつてゐると思うが、それは資料のどの数字に表れてゐるのか。

(福井県原子力環境監視センター：伊藤 所長)

- ・ 4ページを見ていただきたい。今期と書いてあるところが今期測つた試料で認められた値であり、過去実績と書いてあるところは過去5年間くらいの至近の値である。これは半減期を経ている値であり、過去の実績として何十年も前の値を見てももう少し高い値であつた。

○議題説明

(4) 高浜発電所3、4号機の運転期間延長認可等について

[原子力規制庁 西村 地域原子力規制総括調整官より説明]

(5) 高浜発電所1、2号機の炉内構造物取替計画等の事前了解願いについて

[関西電力株式会社 田中 副事業本部長より説明]

(6) 敦賀発電所2号機の審査への対応状況について

[日本原子力発電株式会社 南 副事業本部長、永田 室長代理より説明]

(県議会：細川 委員)

- ・ 2012年に40年ルールというものが入ったわけであるが、当時、細野大臣は、運転期間の延長について、「この運転期限の期間につきましては、原則として、40年以上の原子炉の運転はしないということにいたしまして、経年劣化の状況を踏まえまして延長する期間において安全性が確認されれば、例外的に運転を継続するというかたちにしておりますが、そこは科学的にしっかりと確認をしたうえで申請に基づいてやるということでありますので、極めて限定的なケースになるというふうに考えております。」と説明されていた。原則として40年で延長は極めて限定的だと。
- ・ しかし、実際のところは運転できるかどうかの科学的、専門的な審査において大丈夫だったから60年までの延長をするという話である。専門的な調査は私たちにはわからないので、「ああ、大丈夫なんだな」とは思う。ただ、「原則として」とか「例外的に」という言葉の使い方に非常に不信感を持っており、そのときの課題、そのときの状況を突破するために使ったようなイメージしかない。
- ・ 実際、敦賀1号機の原子炉設置許可申請の資料の中には、原発の耐用年数は30年、寿命は40年と率直なことが手書きで佐藤栄作首相に対して書いてあった。ところが最近では、例えば関西電力のホームページを見ると、30年とか40年というのは耐用年数でも寿命でもないとして書いてあり、原則と説明しているわりには、蟻の一穴でもないが、そのあとどんどん状況が変わっているような感じがして、そのあたりにすごく不信感を感じる。
- ・ 本来であれば、本当は耐用年数40年であるが、最近の電力需要、それから今の原子炉の状況を考えたときに、まだ大丈夫なので福井県さん申し訳ありませんがあと20年運転させてくださいと頭下げてくるのが本筋じゃないかと思う。そのあたりのスタンスをお答えいただきたい。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ 今のお話は規制庁ではなくて、資源エネルギー庁から回答するべきである気もするが、規制委員会、規制庁としては、まず事業者が提出してきた申請書を技術的、科学的にしっかりと審査し、技術基準に適合していれば認可をするというものである。
- ・ ちなみに、耐用年数というのは、それを過ぎたら突然基準を下回るというものではないと認識しており、そこはやはり科学的にしっかりと審査をするということが重要であろうと考えている。

(県議会：細川 委員)

- ・ 技術的に大丈夫だということでは理解しなくもないが、あとは姿勢の問題だと思う。ズルズルと、こうでいいんだと、その時その時で言われているが、一回きちんと、すみませんと、申し訳ないと、40年であつたが大丈夫だから動かしてくれと、言うべきではないかという意見が出ていたと関係者にお伝えいただきたい。
- ・ そのあたりは福井県ももう少し毅然と言つてもいいのではないかと思うが、いかがか。

(福井県：中村 副知事)

- ・ 今の話は、関係省庁にはきちんとお伝えするし、我々の日頃のやり取りの中で、立地に対する考え方として、立地を尊重していただかなくてはならないと思っており、そこは毅然として話をさせていただく。
- ・ ただし、「原則」という言葉について、細川委員から若干の不信感があるという話があつたが、例外については極めて厳格に考え方を取るものだと考えている。県はそのような立場で進めさせていただきたい。

(県議会：田中 委員)

- ・ 言葉は重要であるので、今の話は政治の世界でしっかりとやっていただきたいと思う。
- ・ 高浜発電所の炉内構造物の取替え等については、安全側に立った話あり、先行して替えていくということで、事業者としてしっかりやっていただきたい。
- ・ 40年超の今後の対応について、規制検査で厳正に確認していくとの話であるが、以前から心配していたように原子力関係の技術者など、色々な人員の確保が難しい中で、事業者もそうであるし、規制庁でも実際に審査をする方を確保するのは難しいという状況は続いていると思う。これから先ずっとこうした確認を行っていくのに、規制庁としてしっかりと人員を確保していけるのか。
- ・ 以前大学の先生とお話ししたときに、やはり国がしっかり原子力をこれからもやっていくという方針を出して、大学側に研究者をきちんと育成しなさいと指示を出さないと、なかなか大学としては動けないという話も聞いている。その中で今規制庁の現状、GXの方針の中で、革新軽水炉や高速炉、高温ガス炉などが今後進められると思うが、しっかり審査の基準も作っていないといけないだろうし、それを行う人員の確保の目途が立っているのかどうかを含めて聞かせていただきたい。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ 人員の確保は非常に苦労している。規制庁は中途採用も行っているのですが、ぜひ皆さんに声をかけていただいて、受けてくれと言つていただけるととてもありがたい。
- ・ 人員確保については、一部規制庁に来てくれないかという思いもあつて、規制庁から大学の方に原子力人材の育成委託費を出したりして色々と工夫をしている。
- ・ 採用についても各所にポスターを貼らせてもらったり、市町の広報誌にも募集のお知らせを載

せていただいたりして、従来以上に頑張っているところである。

- ・ そういう中で人員の確保は今のところ何とか対応できているが、今後そのまま続けられるかというところは非常に心配しており、そういう意味では皆さんのお力をお借りして、宣伝いただければ非常にありがたい。我々自身もいろいろな工夫をして人員を確保していくし、人材育成についてはプログラムを作っているのだから、しっかり育成し、審査なり検査なりに対応できる人材を育てていきたいと考えている。

(県議会：田中 委員)

- ・ 原子力を安全に動かしていくための省庁であると思うので、しっかりと確保していただかないと、本当の立地の安全というのは保てないと思う。ぜひよろしく願います。

(県議会：三田村 委員)

- ・ 高浜3、4号機の40年超運転について、4ページに申請の経過が記載されているが、40年超であったり、乾式貯蔵の話であったり、色々なことで立地自治体、県、そして専門委員会等々の意見を言うときに、この安全管理協議会もやはりその専門委員会の一つになるのかと思うが、高浜3、4号機の運転延長はいいですよと会議として結論を出すのはどのタイミングになるのか。

(福井県：坂本 防災安全部長)

- ・ この安全管理協議会は、県議会、立地の首長、議長、周辺市町、関係団体の方々から、それぞれご意見をお聞きする会であり、ここで何かを決定するというものではない。

(県議会：三田村 委員)

- ・ そうすると結果として認可されるタイミングはいつ頃なのか。2回の補正ということは、まだ原子炉設置変更に関する補正の申請をした段階で、審査中という認識でよろしいか。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ 4ページの2行目にあるが、令和6年5月29日にすでに認可している。

(高浜町：野瀬 町長)

- ・ 今日高浜発電所案件が複数あり、特に私の方から付け加えて申し上げることはないが、6月の町議会での議論を踏まえて、高浜町としては今回の運転延長については理解するという町としてのスタンスは報道にも出ている通りである。
- ・ 今、県の方で県議会の皆様をはじめ県当局、また専門委員会の意見、考察を含めて、結論を出されようと思うが、先ほどの細川委員のお話に関連して、当時細野大臣、今は党籍が変わっているが、そう言われたという部分については、これまでの経緯の中で発言が科学的な根拠や論拠に基づいたものではなく、当時の世情を表した政治的な要素が強かったと本人も申され

ており、逆に言うと、ある意味そのような政治的な要素の発言でない部分で規制委員会、規制庁の方は審査していただき、是は是、非は非としていただきたいと思います。

- ・ 敦賀2号機の審査の状況を説明いただいたが、K断層が原子炉の下までいつているか、いつていないかということで、日本原電としてはいつていない、連続性はないと評価されたとのことである。規制委員会、規制庁としては必ずしも100%否定できないというような認識でやり取りがあるようには聞いているが、今後、例えば新增設、リプレースも含めて、無いと証明できなかつたら「ある可能性がある」というような、悪魔の証明のような話にならないかなという印象を持った。
- ・ 規制を甘くしろと言うつもりはないが、一定の論拠としての正当性をあまり深堀しすぎるといつまで経つても平行線となり、結論が出ないということになる。そういった部分の尺度というものも正当なものを持っていたかなければ、属人的な判断にならないかと危惧するので意見として申し上げておく。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・ K断層については、実際にそこにあつて、有識者会合でも指摘されているので無視するわけにはいかない。今は、連続性といつて原子炉の直下まで伸びているかどうか議論しているところである。
- ・ 活動性のところは、例えばピリピリと地層の中で破面が入っているのが飛び飛びになっていたりしていつ、そうするとその先もあつたのではないかと考えられる。また、破面が入っているところを、うまく削つたあと上に地層が堆積していれば確かに堆積している部分よりも古かつたと言えるが、破面が入つたまま残つてしまつていつと年代測定できないということになる。我々は科学的、技術的に、あるものについてはしつかり見なければならぬとしていつるのであつて、悪魔の証明をしろと言つていつるわけではない。
- ・ ご意見は本庁に伝えたい。